

### 第3節 生活関連等施設の安全確保

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 関係機関の役割

<p>内閣総理大臣</p>	<p>武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全の確保に関し必要な措置を実施</p> <p>この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会に対し、立入制限区域の指定について必要な指示</p>
<p>知事</p>	<p>武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請</p> <p>安全確保のため必要があると認めるときは、府公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請</p>
<p>指定（地方）行政機関</p>	<p>武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止するため、生活関連等施設の安全確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、自ら当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請</p> <p>要請を行ったときは、直ちに、その旨を知事に通知</p>
<p>生活関連等施設の管理者</p>	<p>警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設管理者は、府警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の安全確保のため、必要な支援を「求め」</p>
<p>府公安委員会 海上保安部長等</p>	<p>知事から要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域を指定</p> <p>警察官又は海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、立入制限・禁止又は退去を命令</p>

## (2) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
発電所又は変電所	電気事業法
ガス工作物	ガス事業法
取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
放送用無線設備	放送法
水域施設又は係留施設	港湾法
滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法及び航空法
ダム	河川管理施設等構造令
危険物質等の取扱所	国民保護法

## (3) 町の役割

### ア 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府などから収集する。

### イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

### ウ 町が管理する施設の安全の確保

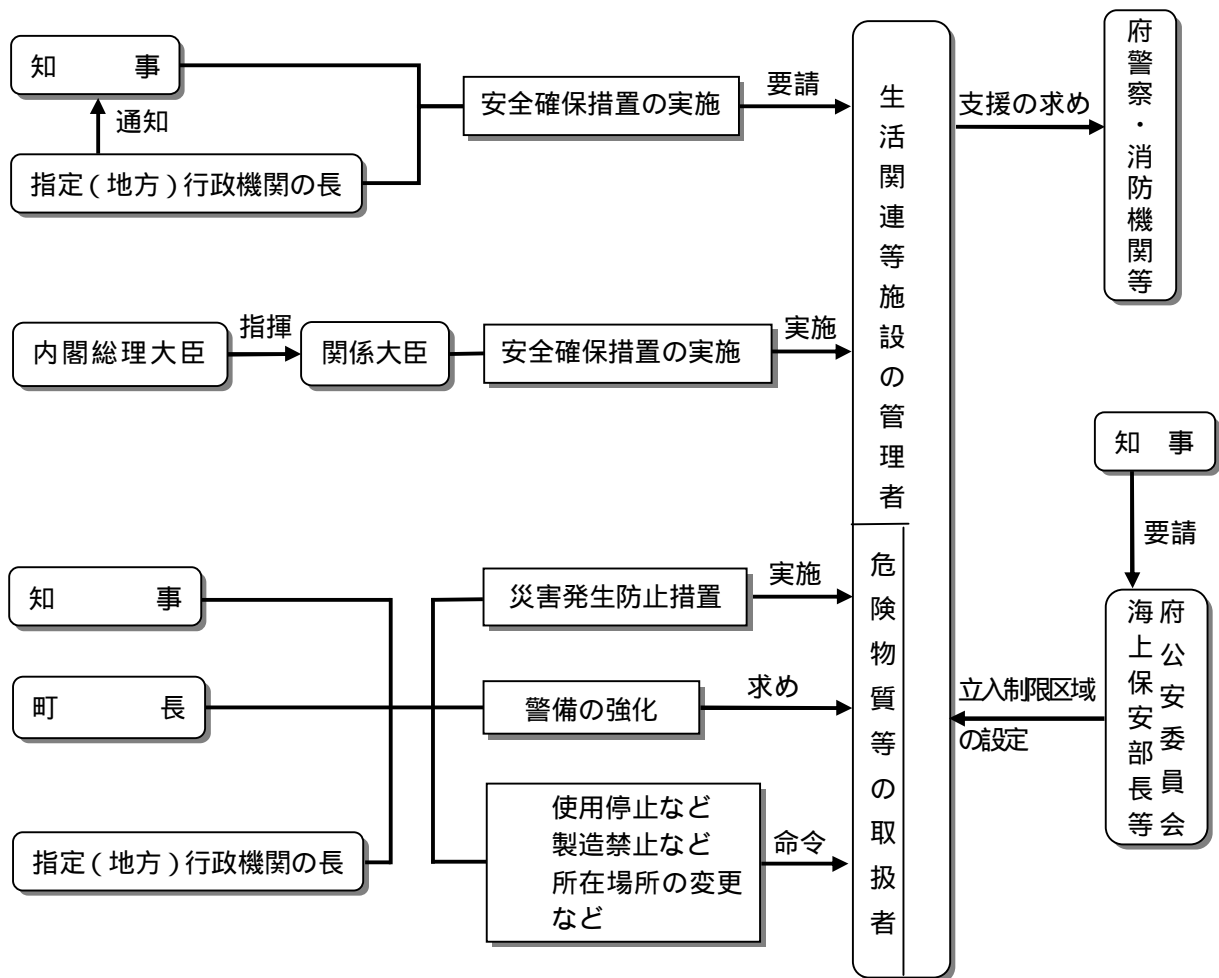
町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関

その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

《図：生活関連等施設の安全確保》



## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

### (1) 実施主体

主体	権限	要件	対象
町長 知事 指定（地方）行政機関の長	警備の強化の求め	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき	危険物質等の取扱者（占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者）
	措置の実施命令（措置内容は下記のとおり）	緊急の必要があると認めるとき	
	管理状況の報告の求め	措置の実施を命ずるため必要があると認めるとき	

### (2) 危険物質等に関する措置命令等

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

### (3) 町長が命ずることができる対象物質と措置内容

#### ア 対象物質

忠岡町域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

#### イ 措置内容

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）〔措置1〕

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	総務大臣 知事 町長	第 12 条の 3		
毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市			
火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第 45 条	同左	同左
高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第 39 条	同左	同左
核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣			
核原料物質 【原子力基本法】	文部科学大臣 経済産業大臣			
放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	文部科学大臣	第 33 条第 4 項	同左	同左
毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事			
事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣			
生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣			
毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣			
備考 (注 1) は、地域保健法第 5 条第 1 項の政令で定める市。 (注 2) は国民保護法第 103 条第 3 項、 は同法第 106 条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注 3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

### 3 石油コンビナート等に係る災害への対処

石油コンビナート等特別防災区域（大阪北港・堺泉北臨海・関西国際空港・岬の 4 地区）に係る武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、府と連携して、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

### 4 武力攻撃原子力災害への対処

原子力事業所（京都大学原子炉実験所・原子燃料工業株式会社熊取事業所・近畿

大学原子力研究所)に係る武力攻撃災害への対処については、町は、生活関連等施設及び危険物質等の取扱所に関する措置に加え、地域防災計画等に定められた措置に準じて対処する。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は指定行政機関の長又は知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、指定行政機関又は府より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を次に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。

実用発電用原子炉等にあつては、経済産業大臣(事業所外運搬に起因する場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣)

試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣(事業所外運搬に起因する場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣)

ウ 町長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

ア 町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。

イ 町長は、原子力事業者からの通報内容、府等によるモニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(4) 国への措置命令の要請等

町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対して、必要な措置を講じるべきことを命令するよう関係する指定行政機関の長に要請するよう求める。

また、町長は、生活関連等施設に係る規定に基づき、知事に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう原子力事業者に要請するよう求める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

町長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、府やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(6) 食料品等による被ばく防止

町長は、知事からの協力要請を受けて、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するとともに、食料品等の安全性が確保された後は、その安全性についての広報を実施する。

(7) 要員の安全の確保

町又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。